

京都府中学校体育連盟主催軟式野球競技大会への
地域クラブ活動の大会参加の特例について
～軟式野球競技部 細則～

令和8年1月
京都府中学校体育連盟軟式野球専門部

「京都府中学校総合体育大会開催基準 参加資格の特例」に以下を追加し、参加資格とする。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

- (1) 地域クラブ活動に所属し、京都府中学校体育連盟または京都府内各地区・ブロック中学校体育連盟軟式野球専門部に参加を認められた生徒であること。
- (2) 京都府中学校体育連盟主催軟式野球競技大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

①京都府中学校体育連盟主催軟式野球競技大会の参加を認める条件

- ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年令及び修学年限が我が国の中学校と一致していること（京都府内の中学校に在籍している生徒であること）。
- ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導資格を有する20歳以上の指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われていること。
- エ 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』（令和7年12月文部科学省発出）を遵守していること。
- オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。かつ同じ内容で京都府中学校体育連盟に登録していること（登録費については、京都府中学校体育連盟の方針による）。※京都府中学校体育連盟への登録手続きは、所定の申請書を期限までに提出すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。
- カ 京都府中学校体育連盟主催大会における全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- キ 地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会（府ブロック予選の段階から）では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- ク 同一人が複数チームの代表者・監督・コーチ・指導者となれない。

②京都府総体に参加した場合に守るべき条件

- ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、スポーツ安全保険等民間の保険制度へ加入し、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会参加に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 軟式野球競技における地域スポーツ団体での出場は1チームのみとする（複数チームの参加はできない）。

オ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有するもの（取得済みの者）が含まれること。

③参加を認めない場合

ア 認定の申請に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加は認めない。

（3）京都府中学校体育連盟主催軟式野球競技大会の参加にかかる特記事項

ア 大会参加は京都府中学校総合体育大会（京都府大会）からとする。

イ 京都府中体連軟式野球専門部とスムーズな連携、連絡調整が可能となるよう地域クラブ活動において代表者を決定すること。

ウ 大会参加において1枠の参加とし、決定の時期については京都府総体の各ブロック予選と同時期の7月上旬から予選を行い決定すること。

エ 全日本少年軟式野球大会（全国大会）に出場するチーム、代表者、監督、コーチ、選手の参加は認められない。

オ 選手登録については京都府中学校総合体育大会（京都府大会）が開催されるブロックより送付される選手登録用紙の提出を行うこと。その際、大会参加の注意事項を遵守すること。

カ 京都府中学校体育連盟の目的や活動を尊重することが参加条件であり、勝利至上主義等のチーム編成など、目的の異なる団体の参加は認められない。京都府中学校体育連盟の目的や活動を十分に理解して登録を行うこと。

キ 代表者・監督・コーチ・指導者は全て20歳以上とする。また、ベンチ入場者（代表者、監督・コーチ）のうち最低1名は、（公財）日本中学校体育連盟軟式野球競技部が示している以下の資格のいずれかの保有を必須とする。

① 日本スポーツ協会公認コーチ1（軟式野球）

② 日本スポーツ協会公認コーチ3（軟式野球）

③ BFJ公認野球指導者基礎1（U-15）

ク 大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保し、審判員については「一般財団法人全日本野球協会 アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。

※1 この軟式野球競技細則は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この軟式野球競技部細則は、今後も検討を続けていく。